「須坂市水資源保全条例改正骨子案」に対する意見書についての回答

パブリックコメントを実施した結果、お一人の方からご意見をいただきましたので回答 します。

ご意見・ご提案

- ・二度と戻らない自然の水資源は当然保全 措置のため最小限と考えるべきではない でしょうか。特に営利を求める企業につ いては相当な使用料を付加することを確 約してもらいたいです。
- ・ふるさとの地下水に及ぼす影響は必至で やがて枯渇に進んでしまうことでしょ う。

・人の理性に任せて自然を守ることは不可能の現実があります。どうか、限りある郷土の地下水脈の保全に関しのちの人々が懺悔(ざんげ)の念を抱くことがないようせつに要望します。

(長文でのご意見のため、主要部分のみ 一部抜粋しました。)

市の考え方等

- ・地下水の揚水量が多い、許可を必要とす る新規及び揚水量等の変更を行う地下水 採取者については、揚水試験等の科学的 な調査、限界揚水量の80パーセント以内 での運用や地下水の水位測定を義務付け ること等により地下水が枯渇するような 事態にならないよう努めてまいります。 なお、前述いたしました「須坂市地下水 保全・利活用計画」において、今後、 10年間は須坂市全体の年間採取量の上限 を1,000万立方メートルと定め、市全体 の揚水量も監視してまいります。(この 上限値については、現在の地下水涵養 量が1.624万立方メートルであり、県が 実施した調査2009年土地利用データ等 を基に算出した2015年長野県水資源分 析シートで示されている地下水取水量 が、1,218万立方メートルであることを ふまえ、1,000万立方メートルとしまし た。なお、参考値ですが須坂市全域及 び高山村の水収支としての地下水涵養 量は、8.207万立方メートルとなってい ます)
- ・市で実施する地下水位等の測定や事業者からの報告等によるデータの収集に努め、データがある程度蓄積された時点で検証を行っていく予定で考えております。